

労 審 発 第 847 号

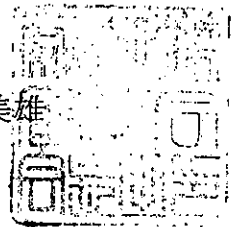
平成 28 年 3 月 31 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職 0331 第 1 号をもって労働政策審議会に
諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保
険率を変更する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 28 年 3 月 31 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職 0331 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 28 年 3 月 31 日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 岩村 正彦

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示案要綱」について

平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職 0331 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。